

国民健康保険

4月から自己負担割合などが変わります

乳幼児 自己負担割合が軽減(2割)となる対象年齢が、義務教育就学前まで拡大されます。

対象年齢	(平成20年3月まで) 3歳未満	→	(4月から) 義務教育就学前
自己負担割合	2割		

70～74歳 自己負担割合・自己負担限度額が見直されます。

<自己負担割合>

(平成20年3月まで) 1割 (現役並み所得者3割)	→	(4月から) 2割(注) (現役並み所得者3割)
----------------------------------	---	--------------------------------

(注)平成20年4月から平成21年3月までの1年間は、窓口負担が1割に据え置かれます(すでに3割負担している人、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障がい認定を受けた人は除く)

<自己負担限度額>

平成20年4月から	外来(個人ごと)	自己負担限度額(月額)
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	44,400円(変更なし)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円>(変更なし)
一般	12,000円→24,600円(注)	44,400円→62,100円<44,400円>(注)
低所得者Ⅱ	8,000円(変更なし)	24,600円(変更なし)
低所得者Ⅰ	8,000円(変更なし)	15,000円(変更なし)

・< >=多数該当(過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当した場合)の限度額
(注)平成20年4月から平成21年3月までの1年間は、据え置かれます

国民年金の特例制度

「追納」をお勧めします

保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例が承認された期間は、保険料を納めた場合よりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなってしまう。そこで、生活にゆとりができたときは、当時の保険料を10年前までさかのぼって納めることができる「追納」をお勧めします。追納することにより、保険料を納付した場合と同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。ただし、免除などを受けた年度の翌年度から数えて3年度目以降に追納するときは、当時の保険料に加算額が付きま。 「追納」を希望する人は、佐原社会保険事務所(☎0478-55-1661)までご連絡ください。

平成19年度に追納する場合の額

	全額免除 納付猶予	半額免除
平成 9年度月分	16,550円	-
平成10年度月分	16,310円	-
平成11年度月分	15,680円	-
平成12年度月分	15,070円	-
平成13年度月分	14,500円	-
平成14年度月分	13,940円	6,970円
平成15年度月分	13,730円	6,860円
平成16年度月分	13,540円	6,770円
平成17年度月分	13,580円	6,790円
平成18年度月分	13,860円	6,930円